



保護者の皆様へ

別府市教育委員会

特別支援教育就学奨励費の支給について

別府市では、下記の「1 支給対象者」に該当し、世帯の所得が基準額以下で要件を満たす場合は、特別支援教育就学奨励費を支給いたします。

該当する場合は下記のことにご留意下さい。

記

1 支給対象者

- ① 特別支援学級に就学する児童生徒の保護者
- ② 通常学級に就学する※学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童生徒の保護者

※学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度

区分	障害の程度
視覚障害者	・両眼視力がおおむね 0.3 未満又は視力以外の視機能障害が高度なもののうち、拡大鏡等使用しても文字・図形等の視覚認識が不可能または著しく困難
聴覚障害者	・両耳聴力がおおむね 60 デシベル以上で、補聴器等を使用しても通常の話声を理解出来ないまたは著しく困難
知的障害者	・知的発達遅滞があり、意思疎通が困難で日常生活に頻繁に援助が必要 ・知的発達遅滞が上記に達しないが、社会生活適応が著しく困難
肢体不自由者	・補装具を使用しても歩行・筆記等日常生活の基本的動作が不可能又は困難 ・状態が上記程度に達しないが、常時医学的観察指導が必要
病弱者	・慢性呼吸器疾患、腎臓疾患、神経疾患、悪性新生物その他の疾患状態が継続して医療又は生活規制が必要 ・身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする

- 2 特別支援教育就学奨励費のうち、学用品・通学用品費の支給に際しては、学用品及び通学用品を保護者が購入した際の領収書またはレシート等が必要となります。学用品及び通学用品を購入された際は必ず領収書またはレシート等を保管してください。

3 学用品・通学用品は次のとおりです

学用品 ノート、筆記道具、副教材、副読本、練習帳、辞典類、体育用ブック靴、
実験・実習用の材料・作業衣、パソコンソフトの I T 関連の学用品等

通学用品 ランドセル、カバン、通学用服、通学用靴、雨靴、雨傘、上ばき、帽子等

※購入した物品が上記に該当するかどうか不明な場合は、学校教育課までお問い合わせください。

4 ①新入学児童生徒学用品・通学用品費（1年生）の支給限度額

小学校1年生 25,000円程度 中学校1年生 28,000円程度

②学用品・通学用品費（2年生以上）の支給限度額

小学校2年生以上 5,000円程度 中学校2年生以上 10,000円程度

- 5 その他 特別支援教育就学奨励費の申請は、入学された学校から通知いたします。